

ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前		変更後
<b>IV 料金等</b> .....12		<b>IV 料金等</b> .....12
16. 料金の適用開始.....12		16. 料金の適用開始.....12
17. 支払期限.....12		17. 支払期限.....12
18. 料金の算定及び申し受け.....12		18. 料金の算定及び申し受け.....12
19. 単位料金の調整.....14		19. 単位料金の調整.....13
20. 料金の精算等.....15		20. 料金の精算等.....14
21. 保証金.....15		21. 保証金.....15
22. <u>料金</u> の支払方法.....15	変更	22. <u>料金及び延滞利息</u> の支払方法.....15
23. 料金の口座振替.....16		23. 料金の口座振替.....15
24. 料金のクレジットカード払い.....16		24. 料金のクレジットカード払い.....16
25. 料金の払込み.....16		25. 料金の払込み.....16
26. 料金の当社への支払日.....17		26. 料金の当社への支払日.....16
27. <u>遅収料金の支払方法</u> .....17	変更	27. <u>延滞利息</u> .....17
28. <u>料金</u> の支払順序.....17	変更	28. <u>料金及び延滞利息</u> の支払順序.....17
<b>付 則</b> .....25		<b>付 則</b> .....25
1. この供給約款の実施期日.....25		1. この供給約款の実施期日.....25
2. この供給約款の公表.....25		2. この供給約款の公表.....25
3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置.....25		3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置.....25
<b>別 表</b> .....26		<b>別 表</b> .....26
第1. 供給区域.....26		第1. 供給区域.....26
第2. 本支管工事費の当社の負担額.....26		第2. 本支管工事費の当社の負担額.....26
第3. 本支管及び整圧器.....26		第3. 本支管及び整圧器.....26
第4. ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式.....27		第4. ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式.....27
第5. 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式.....27		第5. 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式.....27
第6. 適用する料金表.....28		第6. 適用する料金表.....28

ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前		変更後
<p>第7. <u>早収料金</u>の日割計算 (1) .....30</p> <p>第8. <u>早収料金</u>の日割計算 (2) .....31</p> <p>第9. 標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式.....31</p> <p>第10. 燃焼速度・ウォッペ指数.....32</p>	<p>変更 変更</p>	<p>第7. <u>料金</u>の日割計算 (1) .....30</p> <p>第8. <u>料金</u>の日割計算 (2) .....31</p> <p>第9. 標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式.....31</p> <p>第10. 燃焼速度・ウォッペ指数.....32</p>
<p>7. 承諾できない場合</p> <p>(1) 当社は、お客さまの資産となる3 (10) の境界線よりガス栓までの供給施設が、当社が工事を実施したものでない場合は、5 (1) のガス使用の申し込み (以下、7 (2) から (3) において「申し込み」といいます。) を承諾できません。ただし、当社が特別に認める場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則 (以下「法令等」といいます。) によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合</p> <p>② 災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合</p> <p>③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合</p> <p>④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合</p> <p>⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合</p> <p>(3) 当社は、30 (1) の供給又は使用の制限事由や31の供給停止事由に</p>		<p>7. 承諾できない場合</p> <p>(1) 当社は、お客さまの資産となる3 (10) の境界線よりガス栓までの供給施設が、当社が工事を実施したものでない場合は、5 (1) のガス使用の申し込み (以下、7 (2) から (3) において「申し込み」といいます。) を承諾できません。ただし、当社が特別に認める場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則 (以下「法令等」といいます。) によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合</p> <p>② 災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合</p> <p>③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合</p> <p>④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合</p> <p>⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合</p> <p>(3) 当社は、30 (1) の供給又は使用の制限事由や31の供給停止事由に</p>



ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前		変更後
<p>18. 料金の算定及び申し受け</p> <p>— 料金の種類 —</p> <p><u>(1) お客さまは、お支払いの時期により、(2) に定める早収料金又は(9) に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。</u></p> <p>— 早収料金 —</p> <p><u>(2) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、(4)により算定されたもの(以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。</u></p> <p><u>(3) 当社は、次の場合には早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。</u></p> <p><u>①口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合。</u></p> <p><u>②24により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、早収料金適用期間経過後にクレジットカード会社から当社に対する立替払いが行われることになった場合。</u></p> <p>— 早収料金の算定方法 —</p> <p>(4) 当社は、別表第6の料金表を適用して、15の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。ただし、工事約款の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として、早収料金を算定いたします。<u>((7)及び(8)の場合も同様といたします。)</u></p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>18. 料金の算定及び申し受け</p> <p>— 料金の算定方法 —</p> <p>(1) 当社は、別表第6の料金表を適用して、15の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。ただし、工事約款の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として、<u>料金を算定いたします。((4)及び(5)の場合も同様といたします。)</u></p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前		変更後
<p>— 料金算定期間及び日割計算 —</p> <p>(5) 当社は、(6)の規定により早収料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として早収料金を算定いたします。</p> <p>(6) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、その料金算定期間の早収料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。</p> <p>① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合</p> <p>② 8なお書、8(1)ただし書及び8(2)の場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合</p> <p>③ 10(1)から(3)の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合</p> <p>④ 31の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合(12(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)</p> <p>⑤ 32の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合(12(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)</p> <p>⑥ 30(1)の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。</p> <p>(7) 当社は、(6)①から⑤までの規定により早収料金の日割計算をする場合は、別表第7によります。</p> <p>(8) 当社は、(6)⑥の規定により早収料金の日割計算をする場合は、別表第8によります。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>— 料金算定期間及び日割計算 —</p> <p>(2) 当社は、(3)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。</p> <p>(3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。</p> <p>① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合</p> <p>② 8なお書、8(1)ただし書及び8(2)の場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合</p> <p>③ 10(1)から(3)の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合</p> <p>④ 31の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合(12(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)</p> <p>⑤ 32の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合(12(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)</p> <p>⑥ 30(1)の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。</p> <p>(4) 当社は、(3)①から⑤までの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第7によります。</p> <p>(5) 当社は、(3)⑥の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第8によります。</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前		変更後
<p>— 遅収料金 —</p> <p>(9) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。</p> <p>— 端数処理 —</p> <p>(10) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>— 適用料金の事前のお知らせ —</p> <p>(11) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金（基準単位数料金、調整単位数料金又は基準単位数料金と調整単位数料金の差額）をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。</p>	<p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>— 端数処理 —</p> <p>(6) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>— 適用料金の事前のお知らせ —</p> <p>(7) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金（基準単位数料金、調整単位数料金又は基準単位数料金と調整単位数料金の差額）をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。</p>
<p>19. 単位数料金の調整</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第6の各料金表の各基準単位数料金に対応する調整単位数料金を算定いたします。この場合、基準単位数料金に替えてその調整単位数料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位数料金の適用基準は、別表第6の2(2)のとおりといたします。</p> <p>① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位数料金（1立方メートル当たり） ＝基準単位数料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）</p> <p>② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位数料金（1立方メートル当たり） ＝基準単位数料金－0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋</p>	<p>変更</p>	<p>19. 単位数料金の調整</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第6の各料金表の各基準単位数料金に対応する調整単位数料金を算定いたします。この場合、基準単位数料金に替えてその調整単位数料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位数料金の適用基準は、別表第6の2(2)のとおりといたします。</p> <p>① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位数料金（1立方メートル当たり） ＝基準単位数料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）</p> <p>② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位数料金（1立方メートル当たり） ＝基準単位数料金－0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前		変更後
<p>消費税率) (備考) 上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。</p> <p>21. 保証金 (1) 当社は、5(1)の申し込みをされる方、又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから、供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件として、その申し込み者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。 (2) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約終了もしくは解約の日以降60日目までといたします。 (3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金の額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。 (4) 当社は、預かり期間経過後、又は10の規定により契約が消滅したときは、保証金（(3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。<u>保証金には利息を付しません。</u></p>	<p>変更 変更</p>	<p>消費税率) (備考) 上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。</p> <p>21. 保証金 (1) 当社は、5(1)の申し込みをされる方、又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから、供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件として、その申し込み者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。 (2) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約終了もしくは解約の日以降60日目までといたします。 (3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金の額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。 (4) 当社は、預かり期間経過後、又は10の規定により契約が消滅したときは、<u>保証金とその利息との合計額</u>（(3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。<u>利息は、保証金に対し年0.024パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</u></p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前		変更後
<p>2.2. <u>料金の支払方法</u>            料金は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の各号にかかげる場合は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。</p> <p>① 32(1)①及び②に規定する料金            ② クレジットカード払いの方法によりお支払いいただいている場合であって、クレジットカード会社から当社への支払いがなされなかった<u>料金</u></p> <p>2.7. <u>遅収料金の支払方法</u>            (1) お客さまが遅収料金を支払われる場合は、早収料金に相当する金額を支払期限日までに支払っていただき、この金額と遅収料金との差額(以下「遅収加算額」といいます。)を、翌月以降にお支払いいただきます。            (2) 遅収加算額は、翌月以降に料金が発生する場合には、翌月以降の料金と同時に支払いただきます。</p>	<p>変更 変更</p> <p>変更 変更</p> <p>変更 変更</p> <p>変更</p>	<p>2.2. <u>料金及び延滞利息の支払方法</u>            料金(2.7の規定による延滞利息を含みます。以下、2.3、2.4、2.5、2.6において同じ)は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の各号にかかげる場合は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。</p> <p>① 32(1)①及び②に規定する料金又は延滞利息            ② クレジットカード払いの方法によりお支払いいただいている場合であって、クレジットカード会社から当社への支払いがなされなかった<u>料金又は延滞利息</u></p> <p>2.7. <u>延滞利息</u>            (1) お客さまの支払義務発生日の翌日から31日目(支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合は、その直後の休日でない日の翌日)を延滞利息起算日とします。            (2) お客さまが支払義務発生日の翌日から30日(支払義務発生日の翌日から30日目が休日の場合は、その直後の休日でない日)を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、延滞利息起算日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。</p> <p>①料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を延滞利息起算日以降にお客さまの口座から引き落としした場合            ②料金をクレジットカードにより支払われる場合で、当社の都合により料金を延滞利息起算日以降にクレジットカード会社から当社に対する立替払いが行われることになった場合</p> <p>③延滞利息起算日から10日以内に支払われた場合</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前		変更後
<p>28. <u>料金</u>の支払順序  <u>料金</u>は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p>		<p>④お客さまと別途契約等で適用外とした場合</p>
	追加	<p>(3) <u>延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は料金からその料金に含まれる消費税相当額を除いたものといたします。</u></p> <p><u>算定の対象となる本体料金×延滞利息起算日から支払いの日までの日数×0.0274パーセント（1円未満の端数切り捨て）</u></p>
		<p>(備考)                      消費税等相当額の算定方法は、別表第6の2の(3)のとおりといたします。</p>
	追加	<p>(4) <u>延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</u></p>
	追加	<p>(5) <u>延滞利息の支払義務は、28及び31①の適用にあたっては、(4)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。</u></p>
	追加	<p>(6) <u>延滞利息の支払期限日は、(4)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。</u></p>
変更 変更	<p>28. <u>料金及び延滞利息</u>の支払順序  <u>料金及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。なお、当社は、料金及び延滞利息に過不足が判明した場合、過不足が生じた事由の如何にかかわらず、当該過誤納金または不足額を、請求中もしくは今後発生する料金等と精算することがあります。</u></p>	

ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前		変更後
<p>3 1. 供給停止</p> <p>当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日の15日前及び5日前(休日を含みます。)を目安に予告いたします。</p> <p>① 支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合</p> <p>② 当社と他のガス使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>③ この供給約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合</p> <p>④ 39各号にかかげる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合</p> <p>⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合</p> <p>⑥ 3(10)の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、当社に重大な損害を与えた場合</p> <p>⑦ 36(5)及び37(4)の規定に違反した場合</p> <p>⑧ クーリング・オフによりガス使用契約が解約される等の事由でガス小売供給に係る無契約状態となり、当社がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給契約(最終保障供給契約を含みます。)を締結しなかった場合</p> <p>⑨ その他この供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>3 1. 供給停止</p> <p>当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給を停止する日の15日前及び5日前(休日を含みます。)を目安に予告いたします。</p> <p>① 17(3)、(4)に定める基準日から起算して60日(基準日から起算して60日目日が休日の場合は、その直後の休日でない日)を経過してもなお料金及び延滞利息のお支払いがない場合</p> <p>② 当社と他のガス使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>③ この供給約款に基づいてお支払いを求めた料金及び延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合</p> <p>④ 39各号にかかげる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合</p> <p>⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合</p> <p>⑥ 3(10)の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、当社に重大な損害を与えた場合</p> <p>⑦ 36(5)及び37(4)の規定に違反した場合</p> <p>⑧ クーリング・オフによりガス使用契約が解約される等の事由でガス小売供給に係る無契約状態となり、当社がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給契約(最終保障供給契約を含みます。)を締結しなかった場合</p> <p>⑨ その他この供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前		変更後
<p>3.2. 供給停止の解除</p> <p>(1) 3.1の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。</p> <p>① 3.1①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来したすべての料金を支払われた場合</p> <p>② 3.1②の規定により供給を停止したときは、当社と他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日が到来したすべての料金を支払われた場合</p> <p>③ 3.1③、④、⑤、⑥、⑦又は⑨の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合</p> <p>④ 3.1⑧の規定により供給を停止したときは、お客さまが当社と新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結した場合に、当該新たなガス小売供給契約に基づき供給が再開されます。</p> <p>(2) 当社は、供給の再開は原則として9時から17時の間に速やかに行います。</p>	<p>変更</p>	<p>3.2. 供給停止の解除</p> <p>(1) 3.1の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。</p> <p>① 3.1①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来したすべての料金及び延滞利息を支払われた場合</p> <p>② 3.1②の規定により供給を停止したときは、当社と他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日が到来したすべての料金を支払われた場合</p> <p>③ 3.1③、④、⑤、⑥、⑦又は⑨の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合</p> <p>④ 3.1⑧の規定により供給を停止したときは、お客さまが当社と新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結した場合に、当該新たなガス小売供給契約に基づき供給が再開されます。</p> <p>(2) 当社は、供給の再開は原則として9時から17時の間に速やかに行います。</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前		変更後
<p>付 則……………25</p> <p>1. この供給約款の実施期日……………25</p> <p>2. この供給約款の公表……………25</p> <p>3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置……………25</p> <p>1. この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2024年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2. この供給約款の公表 当社は、この供給約款を、当社のホームページにて掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。この供給約款を変更する場合も同様とし、原則として、変更実施日の10日前までに、この供給約款を変更する旨、変更後のガス小売供給約款の内容及びその効力発生時期を周知します。</p> <p>3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置 当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。</p>	<p>変更</p>	<p>付 則……………25</p> <p>1. この供給約款の実施期日……………25</p> <p>2. この供給約款の公表……………25</p> <p>3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置……………25</p> <p>1. この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2026年6月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2. この供給約款の公表 当社は、この供給約款を、当社のホームページにて掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。この供給約款を変更する場合も同様とし、原則として、変更実施日の10日前までに、この供給約款を変更する旨、変更後のガス小売供給約款の内容及びその効力発生時期を周知します。</p> <p>3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置 当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前		変更後
<p>(別表第6) 適用する料金表</p> <p>1. 適用区分</p> <p>料金表A 使用量が0立方メートルから22立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表B 使用量が22立方メートルを超え、232立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表C 使用量が232立方メートルを超える場合に適用いたします。</p> <p>2. 料金及び消費税等相当額の算定方法</p> <p>(1) <u>早収料金</u>は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。</p> <p>(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。</p> <p>① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の<u>早収料金</u>の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の<u>早収料金</u>の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の<u>早収料金</u>の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の<u>早収料金</u>の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>(別表第6) 適用する料金表</p> <p>1. 適用区分</p> <p>料金表A 使用量が0立方メートルから22立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表B 使用量が22立方メートルを超え、232立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表C 使用量が232立方メートルを超える場合に適用いたします。</p> <p>2. 料金及び消費税等相当額の算定方法</p> <p>(1) <u>料金</u>は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。</p> <p>(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。</p> <p>① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の<u>料金</u>の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の<u>料金</u>の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の<u>料金</u>の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の<u>料金</u>の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前		変更後
<p>の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>	変更	<p>の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>
<p>⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>	変更	<p>⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>
<p>⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>	変更	<p>⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>
<p>⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>	変更	<p>⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>
<p>⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>	変更	<p>⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>
<p>⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>	変更	<p>⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>
<p>⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>	変更	<p>⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>
<p>⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>	変更	<p>⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>
<p>(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)</p>	変更	<p>(3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)</p>
<p>①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)</p>	変更	<p>料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1+消費税率)</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前		変更後
<p><u>②遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)</u></p> <p>(別表第7) <u>早収料金</u>の日割計算(1)  <u>早収料金</u>は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。</p> <p>(別表第8) <u>早収料金</u>の日割計算(2)  <u>早収料金</u>は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。</p>	<p>削除</p> <p>変更 変更</p> <p>変更 変更</p>	<p>(別表第7) <u>料金</u>の日割計算(1)  <u>料金</u>は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。</p> <p>(別表第8) <u>料金</u>の日割計算(2)  <u>料金</u>は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。</p>